

「一切の規制薬物」との記載のある差押え令状に基づく差押え

【文献種別】 判決／名古屋高等裁判所

【裁判年月日】 令和7年10月9日

【事件番号】 令和7年（う）第220号

【事件名】 大麻取締法違反被告事件

【裁判結果】 原判決破棄、無罪

【参照法令】 刑事訴訟法218条1項、219条1項、222条1項・99条1項

【掲載誌】 判例集未掲載

◆ LEX/DB 文献番号 25625024

岡山大学教授 小浦美保

事実の概要

被告人は、店舗駐車場において職務質問を受けた。職務質問のため、警察官らが被告人に近付いた際、被告人は同駐車場に駐車中の車両（以下「本件車両」という。）内に、ポーチ（以下「本件ポーチ」という。）を入れた。その後、本件ポーチの中から大麻を含有する植物片（以下「本件大麻」という。）が発見され、差し押さえられた。被告人は本件大麻を所持したという公訴事実（当時の大麻取締法違反（所持）で起訴され、本件大麻の収集の過程が問題となった。その過程は、本判決及び原判決によれば、以下の通りである。

①警察官らは上記の職務質問に際し、本件ポーチについて所持品検査を実施しようとしたが、被告人がこれを拒絶した。被告人は、本件車両を同駐車場に残したまま立ち去ろうとしたが、警察官3名（A、B及びC）が被告人を追いかけ、回り込むなどして制止し、取り囲むなどした。

②上記の状況において、被告人が少なくともA及びBと接触している状態で身動きする中、Aが背中側から地面に倒れこむなどした。Cは、被告人がAに対して肩で体当たりして転倒させる暴行を加えてAの職務執行を妨害したという被疑事実（公務執行妨害）で、被告人を現行犯逮捕した。

③警察官Dは、被告人の挙動や覚醒剤使用の前科等から総合的に判断して、覚醒剤使用の嫌疑を抱くとともに、本件車両内に何らかの違法薬物を所持している蓋然性が高いと考えた。しかし、薬物の種類を特定できなかったことから、Dは、被疑事実を、被告人の前科の内容を踏まえて一番可能性の高い覚醒剤使用とした上で、搜索すべき物

を本件車両とし、差し押さえるべき物を「本件に関係あると思料される覚醒剤と認められる白色結晶、粉末、錠剤、その他一切の規制薬物」等とし、上記①の職務質問の実施状況や上記②の現行犯逮捕時の被告人の状況等が記載された捜査報告書等を疎明資料として、搜索差押許可状を請求し、これが発付された（以下「本件令状」という。）。その後、本件令状に基づき本件車両の搜索が行われ、本件ポーチから本件大麻が発見されたので、Dは、本件令状により差押えが可能なものと判断して本件大麻を押収した（本件大麻については、鑑定嘱託書謄本及び鑑定書（以下「本件鑑定書等」という。）が作成された。その後、被告人は、本件大麻所持の被疑事実で通常逮捕及び勾留された後、起訴された。）。

判決の要旨

本件裁判所は上記①及び②の本件職務質問及び現行犯逮捕がいずれも違法であるとした原判決の認定を踏まえ、以下のように判断した。

「本件大麻は、本件搜索差押許可状の『本件に関係あると思料される覚醒剤と認められる白色結晶、粉末、錠剤、その他一切の規制薬物』に含まれるから、D警察官が、同許可状により本件大麻を差し押さえた手続には、その部分だけを取上げれば違法性は認め難い。

…しかしながら、本件の捜査手続を全体として見れば、被告人に対する違法な職務質問に端を発し、引き続き現行犯人逮捕手続にも違法性があるところ、これらが適法に行われたことを内容とする捜査報告書を疎明資料として本件搜索差押許可状が発付されたのであるから、同許可状の発付手

続が一定の瑕疵を帯びることは明らかである。

…加えて、本件捜索差押許可状の差し押さえるべき物は、被疑事実が被告人の覚醒剤使用であるにもかかわらず、『本件に関係あると史料される覚醒剤と認められる白色結晶、粉末、錠剤、その他一切の規制薬物』とされており、覚醒剤や覚醒剤と認められる物（以下「覚醒剤等」という。）に限らず、一切の規制薬物を差し押さえられることになっているところ、これでは事実上、上記被疑事実との関連性が乏しい規制薬物の差押えも可能になってしまうから、このような令状の発付には大きな問題がある。…令状審査を担当した裁判官としては、上記のような捜索差押許可状の請求を受けた際、そのまま発付するのではなく、差し押さえるべき物を覚醒剤等に限定して発付すべきであった。そもそも、D警察官において、裁判所に捜索差押許可状を請求する際、差し押さえるべき物を、覚醒剤等に限らず、『その他一切の規制薬物』としたのは、本件ポーチ内の違法薬物の捜索差押えが念頭にあったものの、中身が不明であったためであるところ…、同警察官に令状主義を潜脱しようとの意図までは認められないとしても、令状主義を軽視する姿勢があったことは否定できない。以上の事情を踏まえれば、本件捜索差押許可状の差し押さえるべき物が、覚醒剤等に限定されず、一切の規制薬物とされていたからといって、同許可状に基づき本件大麻を差し押さえることは、著しく不当であった。

…原判決の説示は、本件大麻を押収するまでの手続に種々の問題があったことを的確に指摘しているながら、それぞれの違法性等をいわば分断して判断した結果、令状主義を没却するような重大な違法はなかったと結論付けている。しかしながら、令状主義を軽視する姿勢が否めない警察官による本件大麻を押収するまでの一連の手続は、違法ないし著しく不当とすべき事情を積み重ねた結果、その違法性の程度が令状主義を没却する重大な違法の域に達していると評すべきである。原判決は『本件大麻を本件捜索差押許可状で差し押さえずとも、被告人から任意提出を受けるか、別途、差押許可状を得ることにより差押えが許容される蓋然性は高かった』旨の判示をしているが、本件において、このような仮定的な判断をするのが相当とは思われない。原判決の判断は是認できない。

…同大麻の押収手続には令状主義を没却する重

大な違法があるから、本件鑑定書等についての証拠能力を認めることはできない。」（原判決破棄、無罪）

判例の解説

一 本件の経緯と証拠収集上の問題点

本判決は、第一次第一審、第一次控訴審及び第二次第一審に続く¹⁾、第二次控訴審の判断である。

第一次第一審は、本件職務質問及び現行犯逮捕のいずれについても違法はないと判断した。他方、本件令状による本件大麻の押収手続については、「被疑事実と関連性を有するとは認め難い」、「少なからず問題があった」としつつも、重大な違法はないとした（有罪）。

第一次控訴審は、本件職務質問及び現行犯逮捕にかかる第一次第一審の事実認定を是認しつつも、本件職務質問については、有形力行使等の態様を踏まえ、「もはや被告人を強制的に本件駐車場に留まらせるものというほかない」とした。本件現行犯逮捕については、第一次第一審が、被告人が意図的に暴行を加えたとは認められないとしつつも、警察官らが虚偽の嫌疑を作出したのではなく、現行犯逮捕するに足りる嫌疑は存在したとしていたのに対し、第一次控訴審は、その場において警察官らの供述が矛盾することを指摘し、第一次第一審の評価を支える供述の信用性を認めなかった。これらを踏まえて本件職務質問及び現行犯逮捕は違法であるとし、これらの違法と本件大麻の押収手続との関連性の有無及び程度が明らかでないとして、原審に差し戻した。また、本件令状による本件大麻の押収手続については、「問題がある」とした（原判決破棄、差し戻し）。

第二次第一審は、第一次控訴審と同様に、本件職務質問及び現行犯逮捕は違法であるとした。そして、本件職務質問及び現行犯逮捕の違法が本件大麻の押収手続に影響を及ぼすことも否定できないとして、これらの手続の「関連性は認められる」とした。他方で、本件大麻の押収手続は別途本件令状を得てなされたものであること、警察官らが、捜索差押許可状を取得するために意図的に虚偽の事実を疎明しようとしたものではないこと等を考慮事情として掲げ、また、本件令状による本件大麻の押収手続については、その被疑事実との「関連性は認め難」く、「本件に関係あると史料さ

れる…覚醒剤と認められる白色結晶（中略）その他一切の規制薬物」との記載を掲げて令状請求した点でも「相当でなかった」としつつも、罪質に共通するところがあること、本件大麻を差し押さえることができないと認識しながらあえて差し押さえたものではないこと等を考慮事情として掲げた。そして、これらの「事情を総合すると、…重大な違法はなかった」として、本件鑑定書等の証拠能力を肯定した（有罪）。

これに対し、本件裁判所は、上記の通り本件鑑定書等の証拠能力を否定した（無罪）。

このように、本件は、まずは本件職務質問及び現行犯逮捕の適法性について判断が分かれ、更にこれに引き続いて行われた本件大麻の押収との関係でも、その判断が分かれた事例である。本件は、違法な本件職務質問及び現行犯逮捕に基づく疎明資料が本件大麻の獲得手段としての搜索差押えを支えている点で、いわゆる違法性の承継や毒樹の果実が問題となる場面といえる。もっとも、本件令状による差押えという直接の証拠収集手続にも、令状の発付及びその執行について固有の「違法」が認められるように思われる。

二 差押えの適法性

令状による差押えが適法といえるためには、まず⑦令状が適法に発付されていなければならず、さらに④令状記載の差し押さえるべき物に該当し、かつ被疑事実との関連性が認められることが必要となる²⁾。

⑦に関し、本件令状において差し押さえるべき物の特定・明示はなされていたか。

刑事訴訟法 219 条 1 項は、令状に「差し押さえるべき物」を記載することを求めている。差し押さえるべき物を特定して令状に明示することは、憲法 35 条による「押収する物を明示する令状」の要請を承けたものであり、一般令状の禁止という趣旨に適うものである。したがって、差し押さえるべき物は、具体的に記載されなければならない。もっとも、実務上は、具体的な記載が困難な場合には、「○○、××、…その他本件に関係すると思料される一切の文書及び物件」というように、例示を伴って概括的な文言が用いられることがある。判例³⁾は、このような記載方法をも許容する立場をとる。この方法による場合であっても、差し押さえるべき物の指示は明白であるとの

趣旨と考えられる⁴⁾。

本件令状が、これと同趣旨で、具体的な例示を伴った概括的な記載により差押え対象物を特定しようとするものならば、それ自体は適法と見る余地がある。

他方で、本件裁判所は、④に関して、「本件大麻は、本件搜索差押許可状の『本件に関係あると思料される覚醒剤と認められる白色結晶、粉末、錠剤、その他一切の規制薬物』に含まれる」として、「その部分だけを取り上げれば違法性は認め難い」というが、本件令状の記載から、差し押さえるべき物をどのように読み取ったのか。

上記判例を前提として、「本件に関係あると思料される覚醒剤と認められる白色結晶、粉末、錠剤」が例示であり、「その他一切の規制薬物」が概括的記載であるとするならば、例示に準じられるような物件でなければ差し押さえることができないと考えられる。本件で差し押さえられたのは大麻の植物片であった。大麻の植物片と本件令状において例示された物件とでは性質・形状が異なり、規制薬物であるという点の他は、類似点は見受けられない。それゆえ、本件令状の差し押さえるべき物の記載が仮に許されるものであったとしても、本件大麻はその記載物件に含まれないというべきである。

他方で、「その他一切の規制薬物」という部分が例示を伴う概括的記載ではなく、対象物として列挙された物件のひとつだったとするならば、確かに本件大麻もこれに含まれるといえる。本件裁判所も、本件令状の記載が「一切の規制薬物を差し押さえられることになっている」という。しかし、「その他一切の規制薬物」という記載自体にはなんらの特定性もないから、このような意味であるとしたら、本件令状は、差し押さえるべき物の特定・明示の要請に反する違法ないし無効なものというべきである。

「その他一切の規制薬物」という文言は、一見して覚醒剤ではない薬物についても差押えが可能であるかのように読み取れる点で、「本件に関係あると思料される覚醒剤と認められる白色結晶、粉末、錠剤」という例示による限定作用を薄れさせ、差し押さえるべき物の特定・明示が実現されないおそれを生じさせるものといえる。本件令状の発付には「大きな問題がある」とし、またその請求についても、警察官の「令状主義を軽視する

姿勢」を指摘した本判決は、令状による差押えの基本原則に則ったものではある。もっとも、本件令状の記載によっては対象物件の特定・明示が実現できないとすれば、その発付は明らかに違法だったのであり、あるいは、令状記載物件ではない物を差し押さえたというのであれば、本件大麻の差押えは明らかに違法だったというべきであろう。

三 「仮定的な判断」の妥当性

本件第二次第一審は、「同許可状により差し押さえなかったとしても、立ち会っていた被告人から任意提出を受ける、あるいは別途差押許可状を得ることによって差押えが許容される蓋然性は高かったといえる」と述べ、違法の重大性を否定する事情のひとつとした。

かつて、最高裁⁵⁾は、任意同行等の違法に端を発し、所持品検査や採尿手続も違法性を帯びるといえる状況の下、覚醒剤及び尿とその鑑定書の証拠能力が認められるかを判断する際、「警察官において、法の執行方法の選択ないし捜査の手順を誤ったものにすぎず、法規からの逸脱の程度が実質的に大きいとはいえないこと」等を理由として、違法の重大性を否定した。適法な手段によっても同じ証拠収集を行うことが可能であったことが違法の重大性を引き下げる要素となりうるとの判断である（本決定には、反対意見がある。）。

しかし、職務質問に抵抗する本件被告人の態度からすると、本件令状による捜索の開始後であっても任意提出の蓋然性が高かったとはいえないように思われるし、ここまでの経緯や警察官の「令状主義を軽視する姿勢」を踏まえると、別途の令状による差押えを想定して違法の程度を評価できるかは疑問である。本判決がこのような仮定的な判断について「相当とは思われない」と述べた趣旨は明らかではないが、少なくとも、上記判例と本件との間にはその具体的な状況に大きな差異があり、警察官が方法の選択を誤ったにすぎないとはいえない場面であるように思われる。また、本判決は、安易に仮定的判断を用いることに対して警戒を示したものとも受け取れるかもしれない⁶⁾。

四 結語

規制対象となる薬物が多様化する中、本件のように、何らかの違法薬物の所持について疑いがあ

るものの、その薬物が特定できないという事態は、今後も課題を生むだろう。強制処分はあくまでも具体的な嫌疑を前提とした正当な理由に基づき行われなければならない⁷⁾、また、捜索差押許可状は特定・明示の要請に適うものでなければならない。本判決においては、「一連の手続は、違法ないし著しく不当とすべき事情を積み重ねた結果、その違法性の程度が令状主義を没却する重大な違法の域に達している」との評価が示されたものの、「令状の発付には大きな問題がある」、(令状において差し押さえるべき物を)「限定して発付すべきであった」、(差押えは)「著しく不当であった」と指摘されるにとどまっていた。差し押さえるべき物の記載ないし差押え対象物の該当性判断に「違法」があった点や、それら自体の違法性の程度は、より意識されるべきであったように思われる。

●—注

- 1) 名古屋地判令6・1・30（公刊物未登載、LEX/DB25625054）、名古屋高判令6・6・27（公刊物未登載、LEX/DB25625055）、名古屋地判令7・6・6（公刊物未登載、LEX/DB25625023）。
- 2) 前田巖「捜索差押許可状執行時における『差し押さえるべき物』に当たるか否かの判断」別冊判タ35号（2013年）97頁、最一小判昭51・11・18（判時837号104頁）参照。
- 3) 最大決昭33・7・29（刑集12巻12号2776頁）。
- 4) 栗田正「判解」最判解刑事篇昭和33年度（1968年）555頁以下。
- 5) 最二小決昭63・9・16（刑集42巻7号1051頁）。
- 6) 白取祐司『刑事訴訟法（第11版）』（日本評論社、2026年）416頁等も参照。
- 7) 第二次第一審での事実認定によると、警察官らは、被告人が「何らかの違法薬物を所持している蓋然性が高い」と考えたものの、違法薬物の種類を特定できず、被疑事実を「前科の内容を踏まえ一番可能性の高い覚醒剤使用」とする一方で、「薬物密売事案…〔の〕請求例を参考に」令状請求したという経緯があった（下線は引用者）。判決文を見る限り、本件令状の疎明資料がいかなるものであったか詳細は明らかではなく、争点ともなっていないものと思われるが、上記の経緯を踏まえると、本件令状の請求及び発付において、そもそも覚醒剤使用について具体的な嫌疑が認められるだけの状況があったのか、疑問がある。